

おうちワークアドバイザー認定講座受講契約

本契約は一般社団法人日本おうちワーク協会（以下、「甲」という。）が主宰するおうちワークアドバイザー認定講座（以下、「本講座」という。）について定めるものであり、本契約の締結をもって甲と乙との間で以下を内容とする本講座の受講契約（以下、「本契約」という。）が成立するものとする。

第1条（本講座の目的）

本講座は、おうちワークアドバイザーを職業として確立し、受講者となる乙が家族の側で働くことを支援することを目的とする。

第2条（受講料）

- 1 本講座の受講料は、次のとおりとする。ただし、税率に変動があったときは、変更後の税率によるものとする。
 - (1) おうちワークアドバイザー認定講座 29万5000円（税別）
 - (2) 理事コンサルつき徹底サポートコース 60万円（税別）
（甲の代表理事による6か月間の回数無制限のSkypeによる個別コンサル。（講師活動、およびブログアフィリエイトについても可。））
 - (3) おうちワークアドバイザー認定試験受験費用 5000円（税別）
- 2 受講者は、前項の受講料（(1)又は(2)に(3)の受験料を合計した金額）を本契約締結後遅滞なく甲が指定する銀行口座に送金する方法又はPaypalによるクレジットカード決済により甲に支払うものとする。なお、支払手数料は受講者の負担とする。

第3条（本講座の実施）

- 1 本講座は、次の内容からなる計6回の対面式又はオンライン上の講座に乙が参加し、全講座を履修する方法により行う。ただし、乙が講座を欠席したときは、当該講座に代えて動画コンテンツによる学習を行うことができるものとする。
入門講座開講スキル、甲の教材を使った講座のプレゼンや指導方法、SNS開設や集客方法、地域密着型での集客方法等。
- 2 前項のほか、乙は本講座と合わせて、甲が受講者のために提供する各種特典（プロカメラマンによる撮影写真、講師名刺作成サポート、特別の講座の提供、本講座修了生との交流会への参加等）を利用することができる。

第4条（キャンセルポリシー）

理由の如何を問わず、甲の責に帰する事由により本講座の全部を乙に提供しなかった場合を除き、本契約が成立し乙が甲に受講料を支払った後は、乙は受講者に対し受講料を返還しないものとする。ただし、甲が乙に対する受講料の返金を相当と認める事由がある場合は、甲は受講料の一部又は全部を乙に返還することができるものとする。

第5条（認定資格）

- 1 乙が本講座の全てを履修したときは、本契約締結日から6か月以内に「おうちワークアドバイザー認定試験」（以下、「本試験」という。）を受験することができる。
- 2 本試験はプレゼンテーション及び筆記試験により行う。
- 3 受講者が本試験に合格したときは、受講者は「おうちワークアドバイザー」資格（以下、「本資格」という。）を取得し、同資格を自己の肩書として使用することができる。
- 4 本資格の取得に関し、乙は本試験合格時に認定料1万円（税別）を甲に支払うものとする。

第6条（入会）

乙が本資格を取得したときは、別途甲が定めるおうちワークアドバイザー講師会員の地位を取得し、おうちワークアドバイザー講師規約を遵守するものとする。

第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から受講者が本講座の全部を履修したときまでとする。

第8条（受講者の地位）

本契約上の地位及び本資格は第三者に譲渡できないものとし、第三者への承継もないものとする。

第9条（禁止事項）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙に対する何らの通知・催告等なく、直ちに本契約を解除し、乙は受講生の地位又は本資格を喪失する。この場合、受講料は返金しないものとする。

- (1) 本講座の内容、甲から交付された本講座にかかわる教材、音声データ等一切の本講座にかかわる情報を甲の事前の許可なく第三者に開示、貸与、譲渡等（SNS等を利用した開示、メルカリやインターネットオークション等による譲渡を含む）をしたとき。
- (2) 甲、甲の他の受講者との関係が第三者に明らかになる態様で、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘行為、宗教等への活動の勧誘行為、その他これらの勧誘にかかわる特定の商品や宗教を支持し、宣伝する行為を行ったとき。
- (3) 次条に定める秘密保持義務に違反したとき。
- (4) 甲及びその他の受講者の信用を毀損し、これらの者に損害を与えたとき。
- (5) 本契約に定める義務に違反したとき
- (6) その他、本協会が本契約を維持することが不適切と判断したとき。

第10条（秘密保持義務）

乙は、本講座の開催に関し甲が乙に開示した甲及び甲の関係者の経営上、技術上の秘密、本講座に関し甲が保有するノウハウ、人脈等の有形無形の情報の一切及び甲が保有する個人情報等を甲の事前の書面による同意なく第三者に開示せず、これらの秘密情報を善管注意義務に従い適切な方法で管理し、本契約が終了したときは、速やかにこれらの資料を破棄するものとする。

第11条（権利帰属）

前条に定める秘密情報の他、甲が本講座の開催に関し使用する著作物、教材等記載された技能、知識、ノウハウ等の一切の情報の権利は、甲のみに帰属し、乙は甲の事前の書面による承諾なくこれらの情報を使用してはならない。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自らが反社会的勢力でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を棄損し、もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をしないこと、並びに自らの役員および従業員は反社会的勢力の構成員ではないこと、および反社会的勢力との交際がないことを表明し、保証する。
- 2 甲又は乙が前項の規定に違反したときは、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
- 3 甲又は乙は、相手方が第1項の規定に違反したときは、相手方に対する催告なく本契約を解除することができるものとする。

4 甲又は乙が、相手方が第1項に反することを原因として本契約を解除したときは、相手方に対し契約の解除によって被った損害の賠償を請求することができるものとし、解除された相手方は、本契約及び甲との間の一切の契約の解除により生じた損害について何らの請求もできないものとする。

第13条（不保証）

甲及び乙は、甲が乙に対し本講座の受講によって確実な利益、有利な機会等を保証するものではないことを相互に確認する。

第14条（契約終了後の効力）

本契約終了後も、第10条及び第11条はなお有効とする。

第15条（損害賠償）

乙が、本契約に定める義務に反し又は故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙は当該損害を甲に賠償する義務を負う。

第16条（合意管轄）

甲と乙は、本契約に関する甲乙間の一切の紛争について、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすることを合意する。

附則 1.本規約は、令和2年7月16日から効力を生じる。